

那須塩原市企業紹介データベース利用規約

(名称)

第1条 このウェブコンテンツは、那須塩原市企業紹介データベース（以下「データベース」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規約は、データベースの利用、登録及び管理をする上で必要な事項を定めることを目的とする。

(登録できる者)

第3条 データベースに登録できる者は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は事業を営む個人で次の各号のいずれにも該当しない者（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業又はこれに類する営業を行う者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業又は事業者金融業を営む者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続中の者
- (7) 各種法令に違反している者
- (8) 社会問題を起こしていると認められる者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長がデータベースへの登録を不適切と認める者

(提供するサービス)

第4条 データベースで提供するサービスは、定型フォームによる企業等の登録及び登録した企業等の情報の掲載による紹介とする。

(掲載できない情報)

第5条 次に掲げる情報は、前条の規定にかかわらず掲載できない。

- (1) 政治性又は宗教性のある情報
- (2) 社会問題についての主義又は主張を含む情報
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのある情報
- (4) 公序良俗に反するおそれのある情報
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する情報
- (6) 第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害するおそれのある情報
- (7) 製品若しくはサービスの価格又は具体的な仕様に関する情報
- (8) 法令等に反するおそれのある情報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める情報

(登録の申請及び審査)

- 第6条 データベースに登録しようとする者は、那須塩原市企業紹介データベース登録申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、申請書の提出を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、データベースに登録し、及び情報を掲載する。

(登録の変更申請及び審査)

- 第7条 データベースに登録されている者(以下「登録者」という。)は、当該登録者に係る情報を変更しようとするときは、那須塩原市企業紹介データベース登録変更申請書(様式第2号)(以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、前項の登録者に係る情報を変更する。

(登録料)

- 第8条 データベースの登録料は、無料とする。

(登録者の義務)

- 第9条 登録者は、次に掲げる義務を負う。
- (1) データベースに掲載する情報に対し、一切の責任を負うこと。
 - (2) 掲載する写真や文章は著作権法等の関係法令を遵守し、個人情報の保護にも配慮すること。

(登録の抹消等)

- 第10条 市長は、次に掲げる場合には、登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消することができる。
- (1) 登録者から文書等により登録抹消の申出があったとき。
 - (2) 第3条に規定する登録できる者の要件を欠いたとき。
 - (3) データベースに掲載されている情報が第5条の規定に抵触すると市長が判断したとき。
 - (4) 前各号に掲げるときのほか、市長が登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消する必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消したときは、理由と内容を登録者に通知する。

(管理の委託)

- 第11条 市長は、データベースの管理を事業者に委託できる。

(データベースの停止)

- 第12条 前条の規定により市長が管理を委託した事業者(以下「管理受託者」という。)は、管理上必要があるときは、データベースを停止することができる。

(免責事項)

第13条 データベースの利用、登録及び管理における免責事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 那須塩原市及び管理受託者は、データベースを利用した者（以下「利用者」という。）又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- (2) 那須塩原市及び管理受託者は、利用者がデータベースに掲載された登録者の情報を利用して売買、契約その他の取引を行って利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- (3) 那須塩原市及び管理受託者は、データベース及び登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等にアクセスしたために利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- (4) 那須塩原市及び管理受託者は、登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等が保有する内容について、一切の責任を負わない。
- (5) 那須塩原市及び管理受託者は、利用者又は登録者がデータベースの情報をを用いて行う行為について、一切の責任を負わない。
- (6) 那須塩原市及び管理受託者は、天災、ネットワーク障害その他の障害により利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
- (7) 那須塩原市及び管理受託者は、第10条に規定する登録抹消等又は前条に規定するデータベースの停止により利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。

(個人情報取扱)

第14条 個人情報の取扱いは、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号）の規定に基づき行う。

(著作権)

第15条 データベースに掲載された内容については、那須塩原市が非営利目的のために公開、配布その他の非独占的使用をする権利に対し、承諾したものとみなす。

(雑則)

第16条 データベースの利用者又は登録者と那須塩原市の間には訴訟の必要が生じた場合は、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年7月28日から適用する。